

生徒心得

1 生活目標

- (1) 生徒として本分を自覚し、心身の練磨に励み、自己の完成に努める。
- (2) 自主協調の精神により、明るく楽しい学校をつくる。
- (3) 国家及び社会の一員として道義を重んじ、良識ある生活を守る習慣を身につける。

2 学習について

- (1) 学習するには本人が自らやろうとする意欲に燃えなければならない。
- (2) 青年期には思考力が急速に発達するものであるから、この思考力を十分活用し、積極的に真理の探求を目指して努力するようにしたい。

3 校内生活

- (1) 外出および校舎・校具等の使用
 - ア 始業時（8時30分）より放課後まで、理由なく外出することはできない。外出する場合には、担任教師の許可をうけ、外出許可証を携帯する。
 - イ 校舎・校庭の使用は原則として16時50分までとする。ただし、部活動や学習等、担当教師の監督下での活動は、その限りではない。
 - ウ 校舎・校具等を授業以外に使用したい場合には、担任教師又は顧問教師の許可をうける。
 - エ 校舎・校具は大切に扱い、誤って破損した場合は直ちに担任教師に届け出て指示をうける。
- (2) 遺失物・拾得物・盗難等
 - ア 所持品には、氏名を明記する等、適切に管理する。
 - イ 金品を紛失したり、拾得した場合には、直ちに担任教師に届け出て、所定の手続きをとる。
 - ウ 盗難にあった場合には、直ちに担任教師に届け出て、所定の手続きをとる。
- (3) 校内掲示及び配布物
 - ア 掲示の場所は原則として掲示板（昇降口、階段踊り場等）のみとする。
 - イ 掲示物及び配布物については、あらかじめ顧問教師の了解を得て、責任者の氏名を明記して、生徒会執行部役員会に届け出て承認を得る。（承認を得る際には、掲示期間を確認する。）
- (4) 清掃
 - ア 分担区域の清掃は責任を持って行い、担当教師に報告する。

4 校外生活

学校外における生活も常に生徒としての品位を保ち、各自の行動は知性と良識ある判断力により、進んで社会道徳を高揚する気概と実行力を養う。

(1) 通 学

ア 自転車及びバイク使用通学に関する規程を守り、交通道德の向上に努める。

イ 不慮の災害又は通学途上における事故等は直ちに学校に連絡する。

(2) 家 庭

ア お互いに人格を尊重し合い、家庭内の融和につとめる。

イ 外出する場合には、家庭に目的、行先、帰宅時刻等を明らかにしておく。

ウ 夜間の外出には十分注意し、無断外泊は絶対にしない。（条例により 23 時から翌 4 時は外出できない。）

(3) 風 紀

ア 責任ある行動をとり、喫煙、飲酒、暴力行為は絶対にしない。

イ 高校生にふさわしくない娯楽場、飲食店等には出入りしない。

ウ 男女間では節度を保ち、軽率な態度はとらない。

エ 多数集合の場所では秩序を重んじ、軽々しい行動は慎む。

オ アルバイトは事前に申請し、許可を得るものとする。

5 諸願届出

(1) 7 日以上の病気欠席は医師の診断書を必要とする。

(2) 退学・休学・転学・復学の場合には、所定の願を担任教師に提出する。

(3) 次の証明をうける場合には、それぞれ所定の交付願を担任教師に提出する。

通学証明書、学割、在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、調査書

(4) 次にあげる事項は、あらかじめ担任教師・顧問教師に届け出て、学校の承認をうける。

校内における署名、金品の募集・配布・売買、校外団体または、その行事への参加、対外試合